

2025年度 介護保険事業者に対する実地指導報告書

1 町田市が実施する実地指導について

実地指導は、介護保険事業所に指導担当職員が訪問して書類確認とヒアリングを行い、事業所の運営について必要な指導や助言を行うことにより、介護保険事業所の適正な運営とサービスの質の確保を図るために実施するものです。

介護保険法に基づく介護保険サービスには、入浴・排泄・食事等の介護、支援を行う「訪問介護」、施設等に通り食事や機能訓練を受ける「通所介護」、その他「短期入所生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、利用者の心身の状況等を勘案して居宅サービス計画の作成や居宅サービス事業者等と調整を行う「居宅介護支援」などの在宅サービスがあります。

また、町田市民のみが利用できる「地域密着型通所介護」、「認知症対応型通所介護」、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」などの地域密着型サービスや「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」などの施設サービスがあります。

在宅サービスを行う事業者に対する実地指導の権限は都と区市町村にあり、地域密着型サービスを行う事業者に対する実地指導の権限は区市町村にあります。

町田市では、介護保険法第23条に基づき町田市が指定権限を有する居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス及び町田市が所轄庁となっている社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設に対して実地指導を実施しています。なお、その他の在宅サービス及び施設サービスについては都が指定権限を有するため、町田市では必要に応じて実地指導を実施しています。

また、実地指導の他に、指導の対象となる介護保険事業者を一定の場所に集め、講習等の方式により行う集団指導を定期的の実施しています。

２ ２０２５年度の実地指導実施状況

２０２５年度の町田市の介護保険事業者に対する実地指導の実施状況は、下表のとおりです。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するものをいい、口頭指導とは、福祉関連法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反するものをいいます。ただし、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するものであっても、軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものについては口頭指導とし、福祉関連法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反するものであっても、管理運営上支障が大きいと認められるもの又は正当な理由なく改善を怠っているものについては文書指摘とします。

（１）居宅介護支援

事業数 ①	実地指導 実施数②	文書指摘 事業数③	口頭指導 事業数④	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 ②/①	文書指摘率 ③/②
103	15	10	15	125	14.6%	66.7%

（２）地域密着型サービス

事業数 ①	実地指導 実施数②	文書指摘 事業数③	口頭指導 事業数④	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 ②/①	文書指摘率 ③/②
111	27	20	27	329	24.3%	74.1%

（３）町田市が所轄庁となっている社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設

事業数 ①	実地指導 実施数②	文書指摘 事業数③	口頭指導 事業数④	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 ②/①	文書指摘率 ③/②
7	2	2	2	36	28.6%	100%

（４）その他

事業数 ①	実地指導 実施数②	文書指摘 事業数③	口頭指導 事業数④	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 ②/①	文書指摘率 ③/②
376	8	8	8	95	2.1%	100%

（５）合計

事業数 ①	実地指導 実施数②	文書指摘 事業数③	口頭指導 事業数④	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 ②/①	文書指摘率 ③/②
613	52	40	52	585	8.5%	76.9%

3 主な文書指摘事項

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
◇ 感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じていない ○ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施していない。 ○ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。 (市条例第6号第24条の2、居宅解釈通知第2の3(17)、市条例第53号第59条の16、密着解釈通知第3の2の2の3(9) 他) ＜改善の際の注意点等＞ 研修、訓練それぞれについて、必要な回数（年1回又は2回）を実施し、記録に残してください。感染症の予防及びまん延防止のための研修や訓練は、感染症の業務継続計画にかかる研修や訓練と一体的に実施することもできます。行う必要のある研修や訓練、委員会が多数あるので、年間計画をたてる等して、漏れのないようにしてください。 感染症の予防及びまん延防止のための委員会は、おおむね6月に1回程度開催してください。年2回の開催ではありませんのでご注意ください。なお、従業員が1人のみの居宅介護支援事業所については、指針を整備することで委員会を開催しなくても差し支えありません。	8
◇ 計画の実施状況の把握（モニタリング）を適切に実施していない ○ 計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況について、利用者又はその家族に説明していない。 ○ 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接して行っていない。 (市条例第6号第16条第13号、第15号、居宅解釈通知第2の3(8)⑭⑮、市条例第53号第59条の10第5項、密着解釈通知第3の2の2の3(3)⑤ 他) ＜改善の際の注意点等＞ 計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価（モニタリング）についても説明を行わなければなりません。モニタリングの内容や利用者等に説明を行った日付等を記録に残してください。 居宅介護支援事業所や（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握に当たっては、少なくとも1月に1回（テレビ電話装置等を活用して面接する場合は2月に1回）、利用者の居宅を訪問し、面接してモニタリングを実施する必要があります。 在宅で生活する利用者については、その居宅の状況を把握することは重要なことであり、事業所内での面接や家族へのヒアリングのみでは不十分です。	7

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
◇ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合の手続きが不適切 ○ 継続して福祉用具貸与を受ける必要性について、サービス担当者会議等で検証していない。 ○ 福祉用具貸与を受ける必要がある場合に、その理由を居宅サービス計画に記載していない。 (市条例第6号第16条第26号、居宅解釈通知第2の3(8)④) <改善の際の注意点等> 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合（継続の場合も含む）は、その必要性についてサービス担当者会議等で必ず検討し、また、福祉用具貸与事業者等から、専門的な見地からの意見を求めてください。それらの内容は、記録に残してください。また、居宅サービス計画には、福祉用具貸与が必要な理由を記載する必要があります。 複数の品目を貸与する場合に、必要性を検討した記録や計画への記載が、一部の品目しか行われていないことがありますので、気を付けてください。	6
◇ おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに必要な要望、助言等を聴く機会を設けること ○ おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催していない。 (市条例第53号第59条の17、密着解釈通知第3の2の2の3(10) 他) <改善の際の注意点等> 運営推進会議の開催頻度は、「年2回以上」ではなく、「おおむね6月に1回以上」（認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の場合）です。定期的な開催となっているか開催間隔も気を付けてください。 また、合同運営推進会議についての見直しもありました。同一の日常生活圏域内の複数の事業所で合同開催を行う場合等は、各事業所にとって、構成員を満たすことが説明できる参加者としてください。	5
◇ 入浴介助加算（Ⅱ）の算定に際して、入浴計画に基づく入浴介助を行うこと ○ 入浴計画に基づき、個浴又は利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行っていない。 (報酬告示別表第2の2注13、留意事項通知第2の3の2(10)イ 他) <改善の際の注意点等> 入浴介助加算（Ⅱ）は、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等の介助によって入浴ができるようになることを目的としています。 加算の趣旨を踏まえ、浴室における利用者の動作及び浴室の環境の評価を行い、個別の入浴計画を作成し、当該計画に基づき入浴介助を行ってください。また、上記について適切に行っていることがわかるよう記録に残してください。	4

市条例第 6 号	町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 30 年 3 月 29 日町田市条例第 6 号）
市条例第 53 号	町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 26 日条例第 53 号）
居宅解釈通知	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
密着解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331004・老振発 0331004・老老発 0331017）
報酬告示	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）
留意事項通知	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）